

令和8年 7月13日

魚類養殖関係漁業協同組合 御 中

香川県魚類養殖業赤潮対策本部
(公 印 省 略)

赤潮警報 第1号

令和8年7月13日に実施された漁場調査及び沖合調査結果において、下記海域の複数地点でシャットネラ（アンティカ、マリーナ）の細胞数が赤潮警報発令基準に達したため、赤潮警報を発令することを決定しました。

関係漁協においては、今後の動向に十分注意するとともに、関係漁業者に周知の方よろしくをお願いします。

記

項 目	摘 要
種 類	シャットネラ（アンティカ、マリーナ）
状 況	・7月13日の漁場調査及び沖合調査結果において、直島海域及び志度湾周辺の複数調査点で、シャットネラ2種が10細胞/mL以上検出された。 (各海域の複数調査点で10細胞/mL以上となる)
警報範囲	・ブロック③ 小田湾 ・ブロック④ 志度湾 ・ブロック⑤ 屋島湾 ・ブロック⑥ 直島海域 (別添の警報発令海域の区分を参照)
備 考	・赤潮注意報、警報の発令基準及びその対応：別表の通り

注意報 第2号 シャットネラ

